

議案第 38 号

つくば市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 2 日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

つくば市附属機関の設置等に関する条例（令和 7 年つくば市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長の部つくば市医療的ケア児入所検討会議の項の次に次のように加える。

つくば市産業 用地整備支援 事業審査会	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）に規定する重点促進区域における産業用地整備支援事業の審査等に関すること。	7 人以内	2 年
つくば市道の 駅整備検討委	道の駅に関する構想や計画についての審議に関すること。	25 人以内	3 年

員会			
----	--	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和62年つくば市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表一般廃棄物減量等推進審議会の委員の項の次に次のように加える。

産業用地整備支援事業審査会の委員	日額 8,000円	一般職の職員
道の駅整備検討委員会の委員	日額 8,000円	一般職の職員

(提案理由)

つくば市産業用地整備支援事業審査会及びつくば市道の駅整備検討委員会を設置するため、この条例案を提出するものである。

つくば市附属機関の設置等に関する条例（令和7年つくば市条例第12号）新旧対照表

改正後					改正前					
本則・附則（略）					本則・附則（略）					
別表第1（第2条 第5条関係）					別表第1（第2条 第5条関係）					
執行機関等	附属機関	所掌事務	定数	任期	執行機関等	附属機関	所掌事務	定数	任期	
市長	(略)	(略)	(略)	(略)	市長	(略)	(略)	(略)	(略)	
	つくば市医療的ケア児入所検討会議	(略)	(略)	(略)		つくば市医療的ケア児入所検討会議	(略)	(略)	(略)	(略)
	つくば市産業用地整備支援事業審査会	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）に規定する重点促進区域における産業用地整備支援事業の審査等に関すること。	7人以内	2年						
	つくば市道の駅整備検討委員会	道の駅に関する構想や計画についての審議に関すること。	25人以内	3年						
	(略)	(略)	(略)	(略)						
別表第2（略）					別表第2（略）					

つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）新旧対照表

（附則第2項関係）

改正後			改正前		
本則・附則（略） 別表（第2条、第4条関係）			本則・附則（略） 別表（第2条、第4条関係）		
職	報酬	相当する職	職	報酬	相当する職
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
一般廃棄物減量等推進審議会の委員	（略）	（略）	一般廃棄物減量等推進審議会の委員	（略）	（略）
<u>産業用地整備支援事業審査会の委員</u>	日額 8,000円	<u>一般職の職員</u>			
<u>道の駅整備検討委員会の委員</u>	日額 8,000円	<u>一般職の職員</u>			
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

議案第 38 号

つくば市附属機関の設置等に関する条例についての 説明資料

つくば市総務部総務課

制定・改廃の経緯及び内容

つくば市産業用地整備支援事業審査会及びつくば市道の駅整備検討委員会を設置するため、条例の一部改正を行うもの

他自治体の状況等

特になし。

上位計画又は関連計画等

特になし。

根拠法令及び関係法令等

・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4、第 202 条の 3

条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

新たに附属機関を設置することで、専門的意見の市行政への反映など効率的な意思決定プロセスを実現させ、迅速かつ的確な対応が可能となる。